

平成30年7月9日

「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」最終報告書（案）  
に対する意見

一般社団法人日本新聞協会  
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された最終報告書案に対して下記の意見を述べる。

当委員会は、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいてNHKのインターネット利用を容認してきた。ただし受信料制度との整合性をはかり、民間事業者との公正な競争環境を確保することが前提である。

最終報告書（案）が審議の背景として指摘している通り、スマートフォンの普及など視聴方法が多様化していることに加え、若年層を中心にテレビ離れが進んでいる。放送コンテンツの価値を維持・向上するため、配信環境を整備し、適正な製作・流通を推進することで視聴機会を増やすという同報告書（案）の趣旨自体には賛同できるが、その内容には問題点もある。

最大の問題点は、同時配信サービスにおけるNHKの位置付けが不明瞭で、その存在が肥大化する懸念があることだ。同時配信に関する「今後取り組むべき事項」にもNHKについての言及がない。

最終報告書（案）によれば、NHKが昨年10～11月に実施した「試験的提供B（テレビ放送同時配信の試験提供）」を利用した人の割合は59.5%で、同時配信の需要が拡大していることは確かだ。しかし、災害時などトラフィックが集中する際の情報伝達には放送波が有効であり、放送にとって同時配信はあくまで補完手段である。NHKはかねて2019年度の常時同時配信開始に意欲を見せており、そのために必要な放送法改正案が19年の通常国会に提出される公算が大きい。仮に法改正がなされたとしても、NHK自らも表明しているように、常時同時配信は放送の補完手段であることに変わりがない。放送を維持するための受信料を他の用途には自由に使えないことに留意し、同時配信については抑制的な運用に努めるべきだ。

同時配信にかかわる配信基盤については、最終報告書（案）にもある通り、「ローカル局を含めた多くの放送事業者が継続的に提供できる基盤を構築していくことが重要」で、NHKと民間放送事業者、各種権利団体などによる情報共有および協議により、コスト面や使いやすさなど視聴者利益に沿った仕組みを目指すべきだ。企業規模に大きな差がある民間放送事業者について、同時配信に関する画一的なルールや仕組みを当てはめることは困難であり、事業者自らの経営判断で同時配信への対応を決めることを原則とするべきである。著作権等、同時配信に関する権利処理についても同様だ。

そもそもNHKは、前・現総務大臣が常時同時配信解禁の前提として求めてきた「業務・受信料・ガバナンスの三位一体改革」を実行していない。また自らが掲げる「公共メディア」の具体像もしっかりと示していない。NHKがこれらの前提を果たした上で、同時配信にかかわる各種基盤が整備されることを求めたい。

以上